

八尾市

同居リフォーム補助



最大 20 万円

同居をするための様々なリフォーム工事が補助対象となります。

※詳細については裏面をご確認ください。

【問い合わせ先】

八尾市建築部住宅政策課

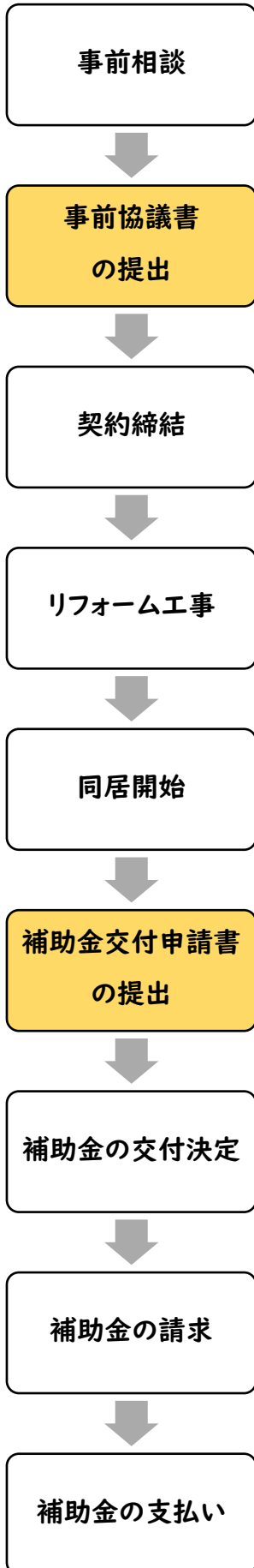
TEL:072-924-3783 (直通)

E-Mail: jyutakuseisaku@city.yao.lg.jp

同居支援補助金について



補助申請の流れ



1. 要件等

- ・対象住宅
親世帯が所有し、1年以上継続して居住している住宅
(マンションなどの共同住宅を除く)
- ・対象世帯
親世帯が所有している住宅に、次のいずれかの子世帯が同居すること
 - ①2人以上で全員が39歳以下の世帯
 - ②小学生以下の子とその親で構成される世帯

2. 必要書類等

- ・事前協議書の提出について
次の書類を提出してください。
 - 事前協議書
 - 同居を行う住宅の概要が確認できる書類(位置図、建築確認概要書など)
 - リフォーム工事図面
 - リフォーム工事を行う箇所の現況写真
 - リフォーム工事の見積書
- ・補助金の交付申請書の提出について
次の書類を提出してください。
 - 交付申請書
 - 誓約書
 - 子世帯の戸籍謄本(写しても可)
 - 子世帯全員分の戸籍の附票(写しても可)
 - 親世帯全員分の戸籍の附票(写しても可)
 - 同居する住宅の全部事項証明書(写しても可)
 - リフォーム工事の領収書及び請求書の写し
 - リフォーム工事の契約書の写し
 - リフォーム工事の完了写真

3. 補助金額(リフォーム工事に要した費用の1/2)

最大 20 万円

4. その他(注意事項等)

- ・同居やリフォーム工事を行う前に事前協議書の提出が必要となります。
- ・補助金交付後5年以上居住する必要があります。
- ・その他、詳細については住宅政策課までお問い合わせください。